

人事行政の 運営等の状況

富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和4年度における富山市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細は、市ホームページ(☎1002538)に掲載しています。

図職員課 ☎443-2013



1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年 増減数	主な増減理由
普通会計部門計	2,996人	2,962人	▲34人	
一般行政部門計	2,152人	2,111人	▲41人	
議会	22人	23人	1人	事務執行体制の充実
総務企画・税務	656人	653人	▲3人	事務の統廃合縮小等
民生・衛生	1,076人	1,039人	▲37人	
商工・労働	59人	60人	1人	事務執行体制の充実
農林水産	101人	99人	▲2人	事務の統廃合縮小等
土木	238人	237人	▲1人	
教育部門	380人	389人	9人	事務執行体制の充実
消防部門	464人	462人	▲2人	事務の統廃合縮小等
公営企業等会計部門計	1,048人	1,053人	5人	
病院	778人	782人	4人	事務執行体制の充実
その他	270人	271人	1人	
合計	4,044人 (4,817人)	4,015人 (4,817人)	▲29人	

- (注) 1. 職員数は一般職に属する正規職員数であり、退職者、財団などへの派遣職員などを含み、他の自治体などへの派遣職員(市で給与を支給しない場合に限る)を除いてあります。
2. 普通会計とは、病院事業・上下水道事業などを除く市の事業全般を行うための会計をいいます。
3. 公営企業等会計部門のその他は、上下水道事業、国民健康保険事業などを含みます。
4. ()内は条例定数の合計です。
5. ▲はマイナスを表します。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	職員数	構成比	区分	職員数	構成比
20歳未満	9人	0.2%	40歳～43歳	450人	11.2%
20歳～23歳	220人	5.5%	44歳～47歳	441人	11.0%
24歳～27歳	424人	10.6%	48歳～51歳	466人	11.6%
28歳～31歳	372人	9.3%	52歳～55歳	370人	9.2%
32歳～35歳	471人	11.7%	56歳～59歳	225人	5.6%
36歳～39歳	481人	12.0%	60歳以上	86人	2.1%
			計	4,015人	100.0%

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況(令和4年度・普通会計決算)

住民基本台帳人口	409,075人
歳出額(A)	185,526,848千円
実質収支	3,538,354千円
人件費(B)	26,380,119千円
人件費率(B/A)	14.2%
(参考)令和3年度の人件費率	13.4%

- (注) 1. 人件費には、一般職に支給される給与・退職手当・共済費および市長・議員などの特別職に支給される給料・報酬などを含みます。
2. 住民基本台帳人口は、令和5年1月1日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況(令和4年度・普通会計決算)

職員数(A)	2,996人
給与費計(B)	18,013,823千円
給料	11,069,754千円
職員手当	2,557,512千円
期末・勤勉手当	4,386,557千円
一人当たり給与費(B/A)	6,013千円

- (注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。
2. 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。再任用職員(短時間勤務)および会計年度任用職員は含みません。
3. 給与費には、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

一般行政職	平均年齢	平均給料月額
	41歳7月	327,700円

(注)一般行政職とは、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員のことであり、富山市では一般職給料表適用者のうち税務・保育・医療業務以外の職務についている職員をいいます。

(4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給(月額)	2年後の給料(月額)	
一般行政職	大学卒	191,700円	205,500円
	高校卒	158,900円	171,200円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	263,347円	366,705円	387,437円	405,444円
	高校卒	215,600円	310,850円	—	380,300円

(注) — は該当者がいないことを表します。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	143人	9.8%
2級	主事・技師	152人	10.4%
3級	係長・主査・主任	401人	27.6%
4級	係長・主査	210人	14.4%
5級	課長代理・副主任	170人	11.7%
6級	課長・主幹	285人	19.6%
7級	部次長・参事	74人	5.1%
8級	部長・理事	9人	0.6%
9級	部長	11人	0.8%

(注) 1. 富山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当の支給率

	富山市	国の制度
令和4年度支給割合	・ 期末手当 2.4月分(1.35月分) ・ 勤勉手当 2.0月分(0.95月分)	富山市と同じ
加算措置の状況	職制上の段階による加算措置 5～10%	富山市と同じ

(注) 1. 管理職を除く一般行政職員の支給率です。

2. ()内は再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当の支給率

(令和5年4月1日現在)

区分	富山市		国の制度	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	富山市と同じ	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		

③ 特殊勤務手当の支給実績(令和4年度)

支給実績	110,847千円
支給職員1人当たり平均支給年額	79,233円
職員全体に占める手当支給職員の割合	44.6%

(注) 1. 上下水道事業、病院事業以外の支給実績です。

2. 主な手当には、消防業務手当、介護・保育等業務手当、清掃業務手当などがあります。

④ 時間外勤務手当の支給実績

	令和3年度	令和4年度
支給実績	921,372千円	934,716千円
職員1人当たり平均支給年額	340,996円	353,123円

(注) 1. 上下水道事業、病院事業以外の支給実績です。

2. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

⑤ その他の主な手当の内容および支給単価

(令和5年4月1日現在)

手当名	富山市	国の制度
管理職手当(月額)	管理または監督の地位にある職員に、当該職の区分に応じて117,100円以内を支給	管理または監督の地位にある職員に、当該職の区分に応じて146,400円以内を支給
扶養手当(月額)	(1)配偶者 6,500円 (2)子 1人につき10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算。 (3)そのほかの扶養親族 1人につき6,500円	(1)配偶者 富山市と同じ (2)子 富山市と同じ ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算。 (3)そのほかの扶養親族 富山市と同じ
住居手当(月額)	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 手当額=家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-23,000円)÷2 【限度額 28,000円】	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 手当額=家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-27,000円)÷2 【限度額 28,000円】
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6カ月定期券等の価額による一括支給 (限度額 月55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、 月2,600円～24,200円	(1)交通機関利用職員 富山市と同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、 月2,000円～31,600円

(8) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	職名	報酬等
給料(月額)	市長	1,075,000円
	副市長	893,000円
報酬(月額)	議長	715,000円
	副議長	645,000円
	議員	600,000円
期末手当	市長	3.3月分
	副市長	
	議長	
	副議長 議員	
退職手当	市長	【算定方式】 給料月額×在職月数×50/100
	副市長	【算定方式】 給料月額×在職月数×33/100